中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改　正　案	現　行
【本編】	【本編】
Ⅲ　銀行監督に係る事務処理上の留意点	Ⅲ　銀行監督に係る事務処理上の留意点
Ⅲ－１　検査・監督事務に係る基本的考え方	Ⅲ－１　検査・監督事務に係る基本的考え方
Ⅲ－１－４　監督部局間における連携 （１）金融庁との連携 銀行から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。 ①　（略） ②　Ⅲ－４－２－２（４）に係る事前相談があった場合は、速やかに監督局担当部門に連絡のうえ、同部門及び財務局が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該銀行に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。	Ⅲ－１－４　監督部局間における連携 （１）金融庁との連携 銀行から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。 ①　（略） ②　Ⅲ－４－２（４）に係る事前相談があった場合は、速やかに監督局担当部門に連絡のうえ、同部門及び財務局が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該銀行に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。
（２）・（３）　（略）	（２）・（３）　（略）
Ⅲ－１－７　個別銀行に関する行政報告等 （１）　（略）	Ⅲ－１－７　個別銀行に関する行政報告等 （１）　（略）
（２）行政報告	（２）行政報告

改　正　案	現　行
次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。ただし、⑮及び㉖に関しては、金融庁の指示により、（１）の各様式の改正に係る報告徴求命令をした場合には、この限りでない。	次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。
なお、銀行議決権大量保有者等に係る銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、及び銀行を子会社とする持株会社の子銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合には、当該管轄する財務局にも報告するものとする。	なお、銀行議決権大量保有者等に係る銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、及び銀行を子会社とする持株会社の子銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合には、当該管轄する財務局にも報告するものとする。
①～㉚　（略）	①～㉚　（略）
（３）　（略）	（３）　（略）
Ⅲ－４　銀行法等に係る事務処理	Ⅲ－４　銀行法等に係る事務処理
Ⅲ－４－７　子会社等	Ⅲ－４－７　子会社等
銀行の子会社（法第２条第８項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第４条の２第２項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第３項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第 12 条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。	銀行の子会社（法第２条第８項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第４条の２第２項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第３項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第 12 条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。

改　正　案	現　行
なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。 （注１）銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第 16 条の４第１項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、第 16 条の２第１項第１号から第６号まで、第 11 号、第 13 号、第 15 号及び第 16 号に掲げる会社（同項第 13 号に掲げる会社にあっては、特別事業再生会社を除く。）、当該銀行が子会社としている特例持株会社（法第 16 条の２第６項第１号に規定する特例持株会社をいう。）並びに特例対象会社（法第 16 条の４第８項に規定する特例対象会社をいう。）が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。 なお、法第 16 条の２第４項に規定する認可に関して、当該認可審査項目では、申請銀行及び当該認可の対象となる会社（以下この項において「認可対象会社」という。）の収支が良好であり、当該認可後においても申請銀行及び当該認可対象会社の収支が良好に推移することが見込まれることが求められているが、当該認可審査項目には、収支予想期間までは定められていないことに鑑み、当該認可の申請に係る収支予想期間については、３年以上とすることは差し支えない。	なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。 （注１）銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第 16 条の４第１項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、第 16 条の２第１項第１号から第６号まで、第 11 号、第 13 号、第 15 号及び第 16 号に掲げる会社（同項第 13 号に掲げる会社にあっては、特別事業再生会社を除く。）、当該銀行が子会社としている特例持株会社（法第 16 条の２第６項第１号に規定する特例持株会社をいう。）並びに特例対象会社（法第 16 条の４第８項に規定する特例対象会社をいう。）が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。

改　正　案	現　行
また、子会社等に関する届出（子会社については法第 53 条第１項第２号の届出、子法人等又は関連法人等については施行規則第 35 条第１項第 15 号の届出、特定出資会社については同項第 17 号の届出をいう。）の受理に当たっては、当該子会社等の定款又は当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。	なお、子会社等に関する届出（子会社については法第 53 条第１項第２号の届出、子法人等又は関連法人等については施行規則第 35 条第１項第 15 号の届出、特定出資会社については同項第 17 号の届出をいう。）の受理に当たっては、当該子会社等の定款又は当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。
（注２）～（注６）　（略）	（注２）～（注６）　（略）
（注７）地域活性化事業会社（法第 16 条の２第１項第 14 号及び同法第 16 条の４第８項）について、銀行からの事業内容の可否に係る事前相談においては、施行規則第 17 条の７の３第１項第２号に規定している「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に、単に合致しているかにより判断して差し支えない。	（新設）
（注８）　（略）	（注７）　（略）
Ⅲ－４－７－５　他業銀行業高度化等会社	Ⅲ－４－７－５　他業銀行業高度化等会社
（１）基本的な考え方	（１）基本的な考え方
銀行は、法第 16 条の２第１項第 15 号に掲げる会社（施行規則第 17 条の４の３に規定する会社を除く。以下「他業銀行業高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グル	銀行は、法第 16 条の２第１項第 15 号に掲げる会社（施行規則第 17 条の４の３に規定する会社を除く。以下「他業銀行業高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グル

改　正　案	現　行
ープにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。 　他方で、他業銀行業高度化等会社の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。	ープにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。 　他方で、他業銀行業高度化等会社の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。
（注１）銀行法改正（令和３年 11 月施行）施行前よりすでに銀行業高度化等会社としての認可を受けた会社については、同改正の施行後においては、認可時の業務に関わらず、他業銀行業高度化等会社の取扱いとなることに留意するとともに、認可当時の条件に従い、新規に業務等を行う場合は当局へ報告することに留意すること。	（新設）
（注２）　（略）	（注）　（略）
（２）認可審査にあたっての留意点 　他業銀行業高度化等会社の認可の審査基準は、施行規則第 17 条の５の２第２項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。 ①・②　（略） ③　業務の内容 　申請銀行は、認可の申請に際しては、他業銀行業高度化等会社の営む	（２）認可審査にあたっての留意点 　他業銀行業高度化等会社の認可の審査基準は、施行規則第 17 条の５の２第２項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。 ①・②　（略） ③　業務の内容 　申請銀行は、認可の申請に際しては、他業銀行業高度化等会社の営む

改　正　案	現　行
業務の内容を明確にする必要がある。 　他業銀行業高度化等会社の営む業務の内容に関し、他業銀行業高度化等会社は、銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資する業務（以下「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が銀行業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。 　また、他業銀行業高度化等会社の業務を営むに当たり子会社対象銀行等の業務を併せ営む場合には、他業銀行業高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、他業銀行業高度化等会社が施行規則第　17　条の５に定める子会社対象銀行等の認可を受けずに子会社対象銀行等の業務を営むことや、子会社対象銀行等が他業を営むために他業銀行業高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象銀行等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、他業銀行業高度化等会社が子会社対象銀行等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。 　なお、出資時において営むことが想定されない業務であっても、その後営むことが具体的に想定される場合には、上記同様、審査を行う必要があることに留意を要する。 　他方、他業銀行業高度化等会社の業務については、当庁所管以外の一	業務の内容を明確にする必要がある。 　他業銀行業高度化等会社の営む業務の内容に関し、他業銀行業高度化等会社は、銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資する業務（以下「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が銀行業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。 　また、他業銀行業高度化等会社の業務を営むに当たり子会社対象銀行等の業務を併せ営む場合には、他業銀行業高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、他業銀行業高度化等会社が施行規則第　17　条の５に定める子会社対象銀行等の認可を受けずに子会社対象銀行等の業務を営むことや、子会社対象銀行等が他業を営むために他業銀行業高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象銀行等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、他業銀行業高度化等会社が子会社対象銀行等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。 　なお、出資時において営むことが想定されない業務であっても、その後営むことが具体的に想定される場合には、上記同様、審査を行う必要があることに留意を要する。

改　正　案	現　行
般事業会社が行う業務であることが多く、また、同会社の認可審査事項に全損規定（施行規則第 17 条の５の２第２項第２号）があることに鑑み、当該業務の実現可能性や実施予定の業務に係るリスク等の詳細を確認することまでは求められていないことに留意すること。	
④　（略）	④　（略）
⑤　申請銀行のグループとしての他業銀行業高度化等会社に係る経営管理等 法第 16 条の３において、銀行による銀行グループの経営管理を行うことが義務付けられていること及び認可の審査基準において、申請銀行が他業銀行業高度化等会社の議決権を、基準議決権数を超えて取得し、又は保有した後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められることが求められていることに鑑み、申請銀行が他業銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得等の後において、当該他業銀行業高度化等会社が申請銀行グループに入ったことによる申請銀行グループ全体の経営管理態勢やリスク管理態勢に追加すべき態勢など、当該態勢について変更することがあるかを確認することに留意すること。	（新設）
（３）・（４）　（略）	（３）・（４）　（略）
Ⅲ－４　銀行法等に係る事務処理	Ⅲ－４　銀行法等に係る事務処理
Ⅲ－４－17　金融機能強化法に関する留意事項	Ⅲ－４－17　金融機能強化法に関する留意事項
金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に	金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に

改　正　案	現　行
以下の点に留意するものとする。 Ⅲ－４－17－３　経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等 金融機能強化法第 11 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置及び協定銀行に対する転換権の行使の要請については、特に以下の点に留意する。 （１）監督上の措置 ①　（略） ②　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置 イ．ａ．報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びｂ．報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はｃ．報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。 ③　（略） （２）　（略） Ⅴ　協同組織金融機関 Ⅴ－１　協同組織金融機関における共通事項 Ⅴ－１－５－３　経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置	以下の点に留意するものとする。 Ⅲ－４－17－３　経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等 金融機能強化法第 11 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置及び協定銀行に対する転換権の行使の要請については、特に以下の点に留意する。 （１）監督上の措置 ①　（略） ②　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置 イ．ａ．報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びｂ．報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はｃ．報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。 ③　（略） （２）　（略） Ⅴ　協同組織金融機関 Ⅴ－１　協同組織金融機関における共通事項 Ⅴ－１－５－３　経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置

改　正　案	現　行
（１）金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置 金融機能強化法第 11 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。 ①　（略） ②　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置 イ．ａ．報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びｂ．報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はｃ．報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。 ③　（略）	（１）金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置 金融機能強化法第 11 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。 ①　（略） ②　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置 イ．ａ．報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びｂ．報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はｃ．報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。 ③　（略）
（２）協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置 金融機能強化法第 32 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。 ①　（略） ②　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置 イ．ａ．報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びｂ．	（２）協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置 金融機能強化法第 32 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。 ①　（略） ②　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置 イ．ａ．報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びｂ．

改　正　案	現　行
報 告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、 又はｃ．報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因 等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。 ③　（略）	報 告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、 又はｃ．報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の 企業の総数に占める割合」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因 等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。 ③　（略）
Ｖ－１－５－７　優先出資の引受け等の決定に関する留意事項	Ｖ－１－５－７　優先出資の引受け等の決定に関する留意事項
金融機能強化法第 34 条の４第１項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。	金融機能強化法第 34 条の４第１項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。
（１）金融機能強化法第 34 条の４第１項第１号に規定する要件 ①・②　（略） ③　協同組織金融機関等から優先出資の引受け等の申込みがあった場合に、以下の内容を含む計画を提出させ、それをフォローアップすることとなっていること。 イ．　（略） ロ．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済 の活性化に資する方策 ハ．～ホ．　（略）	（１）金融機能強化法第 34 条の４第１項第１号に規定する要件 ①・②　（略） ③　協同組織金融機関等から優先出資の引受け等の申込みがあった場合に、以下の内容を含む計画を提出させ、それをフォローアップすることとなっていること。 イ．　（略） ロ．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済 の活性化に資する方策 ハ．～ホ．　（略）
（注）「ロ．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策」には、以下の点が記載され	（注）「ロ．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策」には、以下の点が記載され

改　正　案	現　行
ることとなっているか確認する。 ａ．・ｂ．（略） ｃ．経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標の見込み	ることとなっているか確認する。 ａ．・ｂ．（略） ｃ．経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合の見込み
Ｖ－１－５－８　協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置	Ｖ－１－５－８　協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置
金融機能強化法第 34 条の９に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。	金融機能強化法第 34 条の９に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）協同組織中央金融機関が行う当局に対する報告について ①・②　（略） ③　経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標	（２）協同組織中央金融機関が行う当局に対する報告について ①・②　（略） ③　経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合
（３）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置 ①　特別関係協同組織金融機関等全体の合算ベースでのａ．報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びｂ．報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はｃ．報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、各特別関係協同組織金融機関等の特定支援の始期（各特別関係協同組 織金融機関等が特定支援を受けた日が４月１日から９月 30 日までの間である場合にあっては４月１日とし、各特別関係協同組織金融機関	（３）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置 ①　特別関係協同組織金融機関等全体の合算ベースでのａ．報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びｂ．報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はｃ．報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、各特別関係協同組織金融機関等の特定支援の始期（各特別関係協同組 織金融機関等が特定支援を受けた日が４月１日から９月 30 日までの間である場合にあっては４月１日とし、各特別関係協同組織金融機関等が特定支援を受けた日が 10 月１日から３月 31 日

改　正　案	現　行
等が特定支援を受けた日が10月１日から３月31日までの間である場合にあって10月１日 とする。下記ロ. において同じ。）の合算ベースでの実績を下回った場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由（中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に関して協同組織中央金融機関が各特別関係協同組織金融 機関等に対して実施した経営指導等の実効性の検証を含む。下記②において同じ。）について報告を求める。 　さらに、当該指標の改善に向けた実効性ある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、協同組織中央金融機関に対し、各特別関係協同組織金融機関等に対する経営指導等に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討するものとする。 ②　（略）	までの間である場合にあって10月１日 とする。下記ロ. において同じ。）の合算ベースでの実績を下回った場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由（中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に関して協同組織中央金融機関が各特別関係協同組織金融 機関等に対して実施した経営指導等の実効性の検証を含む。下記②において同じ。）について報告を求める。 　さらに、当該指標の改善に向けた実効性ある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、協同組織中央金融機関に対し、各特別関係協同組織金融機関等に対する経営指導等に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討するものとする。 ②　（略）
（４）　（略）	（４）　（略）
Ｖ－３　信用金庫及び信用金庫連合会関係	Ｖ－３　信用金庫及び信用金庫連合会関係
Ｖ－３－１　監督部局間における連携	Ｖ－３－１　監督部局間における連携
Ｖ－３－１－１　金融庁との連携 （１）信用金庫から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。 ①　（略） ②　<u>Ⅲ－４－２－２（４）</u>に係る事前相談があった場合は、速やかに監督局担当部門に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリング	Ｖ－３－１－１　金融庁との連携 （１）信用金庫から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。 ①　（略） ②　<u>Ⅲ－４－２（４）</u>に係る事前相談があった場合は、速やかに監督局担当部門に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリングを実

改　正　案	現　行
を実施することとする。なお、当該信用金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （注）なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場合、ヒアリング結果を速やかに監督局担当部門に報告するものとする。 （２）　（略） Ｖ－４信用協同組合及び信用協同組合連合会関係 Ｖ－４－１　監督部局間における連携 Ｖ－４－１－１　金融庁との連携 （１）信用協同組合から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。 ①　（略） ②　Ⅲ－４－２－２（４）に係る事前相談があった場合は、速やかに監督局担当部門に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該信用協同組合に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。	施することとする。なお、当該信用金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （注）なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場合、ヒアリング結果を速やかに監督局担当部門に報告するものとする。 （２）　（略） Ｖ－４信用協同組合及び信用協同組合連合会関係 Ｖ－４－１　監督部局間における連携 Ｖ－４－１－１　金融庁との連携 （１）信用協同組合から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。 ①　（略） ②　Ⅲ－４－２（４）に係る事前相談があった場合は、速やかに監督局担当部門に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該信用協同組合に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。

改　正　案	現　行
（注）なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場合、ヒアリング結果を速やかに監督局担当部門に報告するものとする。	（注）なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場合、ヒアリング結果を速やかに監督局担当部門に報告するものとする。
（２）　（略）	（２）　（略）
Ｖ－５　労働金庫及び労働金庫連合会関係	Ｖ－５　労働金庫及び労働金庫連合会関係
Ｖ－５－１　監督部局間における連携	Ｖ－５－１　監督部局間における連携
Ｖ－５－１－１　金融庁との連携 （１）労働金庫から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。 ①　（略） ②　Ⅲ－４－２－２（４）に係る事前相談があった場合は、速やかに監督局担当部門に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該労働金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （注）なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場合、ヒアリング結果を速やかに監督局担当部門に報告するものとする。	Ｖ－５－１－１　金融庁との連携 （１）労働金庫から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。 ①　（略） ②　Ⅲ－４－２（４）に係る事前相談があった場合は、速やかに監督局担当部門に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該労働金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。 （注）なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場合、ヒアリング結果を速やかに監督局担当部門に報告するものとする。
（２）　（略）	（２）　（略）

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編　Ⅰ申請書等様式集）（新旧対照表）

改正案	現行
法令等に基づく申請、届出を受理する場合には、個々の申請、届出の根拠となる法令等に定められた事項が申請書、届出書に記載されているかどうかをチェックすることになるが、申請、届出の頻度が高いものを中心に、以下のとおり書式例を定めたので申請者、届出者から書式についての照会があった場合等に活用されたい。なお、届出において、同一日に複数の届出が必要となった場合は、届出の根拠となる法令等及び必要事項が記載されていれば、１つにまとめられた届出であったとしてもそれぞれ必要となる届出として受理することは差し支えない。また、以下の書式は、申請者、届出者に対し強制するものではなく、異なる形式の書面であっても必要事項の記載がなされている場合にはそのまま受理して差し支えないので、念のため申し添える。	法令等に基づく申請、届出を受理する場合には、個々の申請、届出の根拠となる法令等に定められた事項が申請書、届出書に記載されているかどうかをチェックすることになるが、申請、届出の頻度が高いものを中心に、以下のとおり書式例を定めたので申請者、届出者から書式についての照会があった場合等に活用されたい。なお、以下の書式は、申請者、届出者に対し強制するものではなく、異なる形式の書面であっても必要事項の記載がなされている場合にはそのまま受理して差し支えないので、念のため申し添える。
子会社対象銀行等を子会社とすること 別紙様式２－２ 年　　月　　日 金融庁長官　○○○○　殿 所在地 商　号 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 子会社対象銀行等（○○○を営む会社）を子会社とすることに係る認可申請書	子会社対象銀行等を子会社とすること 別紙様式２－２ 年　　月　　日 金融庁長官　○○○○　殿 所在地 商　号 代表者 （担当部署、担当者、担当者連絡先） 子会社対象銀行等（○○○を営む会社）を子会社とすることに係る認可申請書

改正案

○○を子会社とすることについて、銀行法第 16 条の２第４項の規定に基づき、認可を申請します。

○

（注）添付書類

1　別紙様式２－２の２

2　銀行法施行規則 17 条の５第１項第２号、第３号、第４号ハ、第５号及び第６号に掲げる書面

（削除）

現行

○○を子会社とすることについて、銀行法第 16 条の２第４項の規定に基づき、認可を申請します。

○

（注）添付書類

1　別紙様式２－２の２及び２－２の３

2　銀行法施行規則 17 条の５第１項第２号、第３号、第４号ハ、第５号及び第６号に掲げる書面

別紙様式２－２の２

（単位：百万円）

当該銀行の実績予想

区分	前々期実績	前期実績	当期見込み	翌期予想	翌々期予想
主要勘定					
預金					
・・・・					
貸出金					
・・・・					
資本勘定					
資本金					
・・・・					
損益状況					

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>別紙様式２－２の２
（表略）</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>営業利益</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>経常利益</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>当期純利益</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・・・・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>諸指標</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>自己資本比率</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>配当率</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・・・・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
別紙様式２－２の３
（表略）
</td></tr>
</table>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編　Ⅱ財務局報告等様式集）（新旧対照表）

改正案		現行	
Ⅲ－１－３－３（１）	検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について	Ⅲ－１－３－３（１）	検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について
Ⅲ－１－３－４（１）	付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について	Ⅲ－１－３－４（１）	付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について
（削除）		Ⅲ－１－１－２（４）	銀行台帳 ⅰ（概要） ⅱ役員名簿 ⅲ執行役員名簿 ⅳ決算に関する情報 ⅴ管理会計等の整備の状況
Ⅲ－１－５（４）	金融機関の営業免許等に係る登録免許税納付額報告書	Ⅲ－１－５（４）	金融機関の営業免許等に係る登録免許税納付額報告書
Ⅲ－２－１（２）	金融機関に関する苦情受付票	Ⅲ－２－１（２）	金融機関に関する苦情受付票
Ⅲ－２－１（３）	金融機関に関する苦情受付件数調べ	Ⅲ－２－１（３）	金融機関に関する苦情受付件数調べ
Ⅲ－３－２（４）	法令解釈の照会を受ける頻度が高いものを関係部局へ回覧するための応接箋	Ⅲ－３－２（４）	法令解釈の照会を受ける頻度が高いものを関係部局へ回覧するための応接箋
Ⅳ－３－１－５	銀行代理業者の状況	Ⅳ－３－１－５	銀行代理業者の状況
（削除）		Ⅴ－３－３	信用金庫台帳 ⅰ信用金庫台帳 ⅱ役員名簿
（削除）		Ⅴ－４－３	信用組合台帳 ⅰ信用協同組合台帳

改正案	現行
（削除）	ⅱ役員名簿 Ⅴ－５－２　　労働金庫台帳 ⅰ労働金庫台帳 ⅱ役員名簿
（削除）	（様式Ⅲ-1-1-2(4)ⅰ） 年 月 日現在 銀 行 台 帳 商　号 ㈱　　銀行 住所 TEL １．沿 革 ２．資本・役員構成の特色、業務上の提携関係等 資料：役員名簿（様式Ⅲ-1-1-2(4)ⅱ）、執行役員名簿（様式Ⅲ-1-1-2(4)ⅲ）、組織図 ３．その他最近 3 年間の経営上の重要事項 会計監査人の名称 ４．決算に関する情報（様式Ⅲ－１－１－２（４）ⅳ） ５．直近検査結果及び監督上の措置等 ６．経営管理に関し特筆すべき事項 ７．業務再構築に関する情報 資料：管理会計等の整備の状況（様式Ⅲ-1-1-2(4)ⅴ）

改正案	現行
（削除）	※ ７月末日までに提出を要する事項：1,2,3,5,6, 様式Ⅲ-1-1-2（4）ⅱ, 様式Ⅲ-1-1-2（4）ⅲ, 組織図 （様式Ⅲ-1－1－2(4)ⅱ） 役員名簿 商　号 ／ 取締役 ／ 監査役 ／ 定款上の定数 ／ 現　員 役職名 ／ 常勤・非常勤 ／ 代表・非代表 ／ 担当 ／ （ふりがな）氏　名 ／ 生年月日 ／ 略歴 ／ 兼職状況 ／ 役員・現職 就任年月日 役員任期満了日 ／ 月額報酬 ／ 役員賞与 （注）委員会設置会社については、適宜、読み替えて記載すること
（削除）	（様式Ⅲ-1-1-2(4)ⅲ） 執行役員名簿 商　号 ／ 執行役員制度の導入時期 ／ 年　月～ ／ 執行役員の任期 ／ 年 ／ 現員（定数） ／ （　） 役職名 ／ 担当 ／ （ふりがな）氏　名 ／ 生年月日 ／ 略歴 ／ 兼職状況 ／ 執行役員・現職 就任年月日 執行役員任期満了日 ／ 月額報酬 ／ 賞与
（削除）	（様式Ⅲ-1-1-2(4)ⅳ） 決算に関する情報 銀行

改正案	現行
（削除）	（以下の項目は一例であり、各財務局の必要に応じて構成するものとする。） （単位：億円、％） （様式Ⅲ-1-1-2(4)ｖ） 管理会計等の整備の状況

項目					備考	
単体		職員数（期末、人）			*有価証券報告書ベース（就業人員数：出向者は含まない。）。	
		店舗数（期末、店）			*有人の出張所を含む（無人の店舗外自動設備は含まない。）。	
	貸借対照表（期末残）	現金				
		預け金				
		有価証券				
			国債等債券		*「国債」+「地方債」+「社債」	
			株式			
		貸出金				
		繰延税金資産				
		貸倒引当金				
			一般貸倒引手金			
			個別貸倒引当金			
		投資損失引当金				
		総資産合計				
		預金				
		譲渡性預金				
		負債の部合計				
		純資産の部合計				
			資本金			
			資本剰余金			
			利益剰余金			
			その他有価証券評価差額金			
			土地再評価差額金			
		有価証券含み損益			*非上場有価証券含む	
		リスク管理債権額			*「破綻先債権」+「延滞債権」+「3ヶ月以上延滞債権」+「貸出条件緩和債権」	
		金融再生法開示債権額			*「破産更生債権」+「危険債権」+「要管理債権」	
	損益状況	業務収益				
			資金運用収益			
			役務取引等収益			
		業務費用				
			資金調達費用			
			役務取引等費用			
		業務粗利益				
		営業経費			*「経費」+「退職金」	
			経費			
				人件費		
				物件費		
		実質業務純益				
		コア業務純益				
		業務純益				
			一般貸倒引手金純繰入額			
			国債等債券損益（5勘定尻）		*「国債等債券売却益」+「国債等債券償還益」−「国債等債券売却損」−「国債等債券償還損」−「国債等債券償却」	
			その他		*「業務純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」−「国債等債券損益（5勘定尻）」	
		経常収益				
			株式等損益（3勘定尻）		*「株式等売却益」−「株式等売却損」−「株式等償却」	
		特別損益				
		法人税等調整額				
		当期純利益				
		不良債権処理額			*一般貸倒引当金純繰入額は含まない。	
	諸費率	自己資本比率基準（BIS・国内）			*「BIS基準」、「国内基準」の別を記入する。	
		自己資本比率				
			リスクアセット			
			基本的項目			
			補完的項目			
			Tier1比率		*「Tier1」÷「リスクアセット」	
				優先株寄与度	*「優先株式数×発行価格」÷「リスクアセット」□	
				繰延税金資産のTier1比率	*「繰延税金資産」÷「Tier1」□	
			Tier2比率		*「Tier2」÷「リスクアセット」	（注）Tier2の算出において、Tier1を限度に不算入部分がある場合には、「負債性資本調達手段等」、「有価証券含み益の45%相当額」は総額で試算する。
				負債性資本調達手段等寄与度	*「負債性資本調達手段等」÷「リスクアセット」	
				有価証券含み益寄与度	*「有価証券含み益の45%相当額」÷「リスクアセット」（BIS基準行のみ）	
		業純ROA			*「業務純益」÷「総資産平残」	
		業純ROE			*「業務純益」÷「資本の部平残」	
		OHR			*「営業経費」÷（「業務純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」+「営業経費」）	
			人件費OHR		*「人件費」÷（「業務純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」+「営業経費」）	
			物件費OHR		*「物件費」÷（「業務純益」+「一般貸倒引当金純繰入額」+「営業経費」）	
		職員1人当たり業務粗利益			*「業務粗利益」÷「職員数」（単位：百万円）	
		1店舗当たり業務粗利益			*「業務粗利益」÷「店舗数」（単位：百万円	
		貸出金利回				
		有価証券利回				
		預金債券等原価				
		預金利回				
		預貸金利鞘				
		総資金利鞘				
		リスク管理債権比率			*「リスク管理債権額」÷「貸出金期末残」	
		金融再生法開示債権額比率			*「金融再生法開示債権」÷（「金融再生法開示債権」+「正常債権」	
		預貸率（平残）				
		預証率（平残）				
	株式	1株当たり年間配当金（円）			*通期決算においては、1株当たりの中間配当金と期末配当金の合計額を記入する。	
		1株当たり株主資本（円）			*（「期末株主資本」−「期末発行済優先株式数」×「発行価額」）÷「期末発行済普通株式数	

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>
Ⅰ　与信業務部門（信用リスク）
<table>
<tr><td rowspan="4">管理会計</td><td>粗利益・粗利益率</td><td></td></tr>
<tr><td>経費・経費率</td><td></td></tr>
<tr><td>期待損失</td><td></td></tr>
<tr><td>資本コスト</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">リスク管理</td><td>最大損失</td><td></td></tr>
<tr><td>配分資本</td><td></td></tr>
</table>
Ⅱ　市場業務部門（市場リスク）
（１）トレーディング勘定
<table>
<tr><td rowspan="3">管理会計</td><td>ＶａＲ</td><td></td></tr>
<tr><td>デルタポジション</td><td></td></tr>
<tr><td>配分資本</td><td></td></tr>
</table>
（２）バンキング勘定
<table>
<tr><td rowspan="5">リスク管理</td><td>ＶａＲ</td><td></td></tr>
<tr><td>デルタポジション</td><td></td></tr>
<tr><td>マチュリティラダー</td><td></td></tr>
<tr><td>等価ポジション
（投資有価証券）</td><td></td></tr>
<tr><td>配分資本</td><td></td></tr>
</table>
（様式Ｖ-3-3ｉ）
信用金庫台帳
</td></tr>
</table>

改正案	現行
	（〇年〇月〇日現在） （単位：百万円、％）

金庫名		都道府県名		
所在地		電話番		
沿　革				
地　区				
特　色				
業　況		年３月期	年３月期	年３月期
	自己資本額			
	うちTier Ⅰ			
	うちTier Ⅱ			
	繰延税金資産額			
	繰延税金資産計上年数（適用区分）			
	リスクアセット			
	自己資本比率			
	業務純益			
	コア業務純益			
	当期純利益（又は当期純損失）			
	不良債権処理額			
	業務純益ＲＯＡ			
	ＯＨＲ			
	有価証券含み損益			
	うちその他有価証券含み損益			
	土地含み損益			
	リスク管理債権			
	破綻先債権			
	延滞債権			
	3か月以上延滞債権			
	貸出条件緩和債権			
	リスク管理債権比率			
	金融再生法開示債権比率			
	預金（末残）			
	貸出金（末残）			
	預貸率（末残）			

改正案	現行

（削除）

	総資産（末残）			
	普通出資金			
	優先出資金			
	店舗数			
	常勤役職員数			
	会員数			
その他	会計監査人名			
	直近当局検査実施日（検査基準日）			
特　記 事　項				

（注）経営体制・経営管理に関し、特筆すべきことがあれば、特記事項欄に記載すること

（様式Ⅴ-3-3ⅱ）

役員名簿

金庫名			定款上の定数	現　員
		取締役		
		監査役		

役職の定年年齢	会長　○○歳、理事長　○○歳、専務理事　○○歳、常務理事　○○歳、理事　○○歳、監事　○○歳　等

役職名	常勤・非常勤 代表・非代表	担当	（ふりがな） 氏　名	生 年 月 日 （年齢）	略歴	兼職状況	役員・現職就任年月日 役員任期満了日	月額報酬	役員賞与

（削除）

（様式Ⅴ-4-3ⅰ）

改正案	現行
	信用協同組合台帳 （〇年〇月〇日現在） （単位：百万円、％）

組合名		都道府県名		
所在地		電話番		
沿　革				
地　区				
特　色				
業　況		年３月期	年３月期	年３月期
	自己資本額			
	うちTierⅠ			
	うちTierⅡ			
	繰延税金資産額			
	繰延税金資産計上年数（適用区分）			
	リスクアセット			
	自己資本比率			
	業務純益			
	コア業務純益			
	当期純利益（又は当期純損失）			
	不良債権処理額			
	業務純益ＲＯＡ			
	ＯＨＲ			
	有価証券含み損益			
	うちその他有価証券含み損益			
	土地含み損益			
	リスク管理債権			
	破綻先債権			
	延滞債権			
	3か月以上延滞債権			
	貸出条件緩和債権			
	リスク管理債権比率			
	金融再生法開示債権比率			
	預金（末残）			
	貸出金（末残）			

改正案	現行

（削除）

	預貸率（末残）			
	総資産（末残）			
	普通出資金			
	優先出資金			
	店舗数			
	常勤役職員数			
	組合員数			
その他	会計監査人名			
	直近当局検査実施日（検査基準日）			
特　記 事　項				

（注）経営体制・経営管理に関し、特筆すべきことがあれば、特記事項欄に記載すること

（様式Ｖ-4-3ⅱ）

役員名簿

組合名			定款上の定数	現　員
		理事		
		監事		

役職の定年年齢	会長　○○歳、理事長　○○歳、専務理事　○○歳、常務理事　○○歳、理事　○○歳、監事　○○歳　等

役職名	常勤・非常勤 代表・非代表	担当	（ふりがな） 氏　名	生 年 月 日 （年齢）	略歴	兼職状況	役員・現職就任年月日 役員任期満了日	月額報酬	役員賞与

（削除）

（様式Ｖ-5-2ⅰ）

改正案	現行
	労働金庫台帳 （〇年〇月〇日現在） （単位：百万円、％）

金庫名		都道府県名		
所在地		電話番		
沿　革				
地　区				
特　色				
業　況		年３月期	年３月期	年３月期
	自己資本額			
	うちTier Ⅰ			
	うちTier Ⅱ			
	繰延税金資産額			
	繰延税金資産計上年数（適用区分）			
	リスクアセット			
	自己資本比率			
	業務純益			
	コア業務純益			
	当期純利益（又は当期純損失）			
	不良債権処理額			
	業務純益ＲＯＡ			
	ＯＨＲ			
	有価証券含み損益			
	うちその他有価証券含み損益			
	土地含み損益			
	リスク管理債権			
	破綻先債権			
	延滞債権			
	３か月以上延滞債権			
	貸出条件緩和債権			
	リスク管理債権比率			
	金融再生法開示債権比率			
	預金（末残）			
	貸出金（末残）			

改正案	現行

（削除）

	預貸率（末残）			
	総資産（末残）			
	普通出資金			
	優先出資金			
	店舗数			
	常勤役職員数			
	会員数			
その他	会計監査人名			
	直近当局検査実施日（検査基準日）			
特　記 事　項				

（注）経営体制・経営管理に関し、特筆すべきことがあれば、特記事項欄に記載すること

（様式Ⅴ-5-2ⅱ）

役員名簿

金庫名			定款上の定数	現　員
		理事		
		監事		

役職の定年年齢	会長　○○歳、理事長　○○歳、専務理事　○○歳、常務理事　○○歳、理事　○○歳、監事　○○歳　等

役職名	常勤・非常勤 代表・非代表	担当	（ふりがな） 氏　名	生 年 月 日 （年齢）	略歴	兼職状況	役員・現職就任年月日 役員任期満了日	月額報酬	役員賞与